

令和元年6月4日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	三浦義光	13番	炭竈ふく代
-----	------	-----	-------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会 計 管 理 者	横山和久
監 査 委 員 事務局 長	山下正己	総 務 課 長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐藤雅人
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福 祉 課 長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行、通告に従いまして質問いたします。

6月2日、尾張旭市の県森林公園で開催された全国植樹祭の式典に、天皇皇后両陛下が出席され、天皇陛下はお言葉を述べられた後、皇后陛下とともに記念植樹をされました。我々弥富市議会も式典に参加し、陛下のお言葉を聞き、また両陛下のお姿を拝顔し、改めて令和の時代が来たなど私は感じました。

本市において、平成の時代は、北部地域においては住宅地開発、南部地区においては工業地及び物流関連の開発が進んだ時代であると同時に、さまざまな形で生活環境が脅かされる時代となってきました。令和の時代においては、市民の生活環境をしっかりと守りながら開発を行い、弥富市の発展を目指さなくてはなりません。

そこで、きょうは、本市を取り巻く生活環境の問題について、また本市の発展を支える企業立地について質問いたします。

最初に、生活環境問題への取り組みはと題しまして、使用済み物品の放置防止への取り組みについて質問します。

一口に生活環境問題と言いましても、さまざまなケースがあります。例えば、ごみのポイ捨てによる家庭ごみの散乱、排水路からの悪臭、ヤードからの油汚染等いろいろありますが、最近、市内各地、また近隣市町村でも目につくようになったのが、パチンコ台の解体部品を初めとする廃材等を結束し屋外に積み上げられている産業廃棄物の置き場であります。周辺住民からは、健康への不安、環境上、問題視する声が上がってきております。このような現状を市としてどのように認識しているのか、また、今後の取り組みについて順次質問いたし

ます。

まず1点目、私は南部地域に住んでいますが、最近パチンコ台の解体部品あるいはペットボトルを結束して山積みしてある場所が目につくようになり、地域住民の方からは、これらの現状を心配する声が上がっております。市としては、このような現状をどのように認識してみえるのか、また野積みしてある物品の種類、地域別の箇所数、置き場の現況等について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

御質問の使用済み物品が置かれている市内の箇所数につきましては、市内に24カ所あり、物品としては金属から廃プラスチックまでさまざま、御質問の廃パチンコ台を保管している所は4カ所でした。

具体的な地区別の箇所数ですが、荷之上2カ所、五之三1カ所、鍋平1カ所、五斗山1カ所、鳥ヶ地3カ所、馬ヶ地1カ所、上押萩1カ所、西舘1カ所、松名2カ所、芝井1カ所、三好2カ所、鍋田町3カ所、操出1カ所、稲荷2カ所、三稲1カ所、稲元1カ所でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 物品としては金属品、廃プラ等さまざまということで、置き場の数は市全体では24カ所ある。地域別においては北部地区が3カ所、中部箇所が8カ所、南部地区が13カ所ありまして、南部地区が多いという結果が出ております。

それでは、次の質問ですが、このように野ざらしにして積み上げられているこれらの使用済み不用品としての放置か、あるいは産業廃棄物として回収業者による一時保管か、あるいは有価物としての保管か、それぞれ状況が違ふと思っておりますが、保管の目的について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

有価物か廃棄物かの認定は、占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができるものかどうかの判断により行われますが、保管物の性状、排出の状況、取り扱いの形態、取引価値の有無及び社会通念上、合理的と認められる占有者の意思等を総合的に勘案して判断することになりますが、今回、調査した結果、6割が有価物の取り扱いになることとなります。また、聞き取りにした結果、海外へ輸出しているものがありました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の答弁で、約6割が有価物であるとの調査結果が出ております。

それでは次に、使用済みの物品を屋外で保管するときには、台風等の強風により物品が飛散することが心配されます。シートで囲いをするとか、高く積み上げをしないと、ここは保管場所ですよという旨の掲示板設置をする、それらの保管基準についての県条例あるいは市条例等の制定はしてあるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） お答えいたします。

愛知県としましては、このような問題に対し規制するような条例等はなく、他の地域からそういった問題が出ていないようで、制定する予定はないとのことでした。市としましても保管基準を定めた条例等は制定しておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在のところ、保管に関する県あるいは市の条例はないということですね。

それでは、これらの苦情に対しての対処の仕方としては、現在、市としてどのようなことができるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

一般廃棄物で法に抵触するものであれば、市としましても指導ができますが、そうでなければ助言程度にとどまりますので、現状といたしまして、保管状況の苦情等があった場合、現地にて管理者に対しお話をし、お願いをしております。

産業廃棄物であれば愛知県が対応してもらえますが、今回調査した結果、ほとんどが有価物扱いのため、指導がなかなかできないというのが現状であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現状では、条例がないために管理者に対してのお願いしかできないということでございます。

それでは、不用品の回収を端緒として、実際に発生した大規模な不法投棄や汚水の流出、さらには保管場所での火災等、生活環境の悪化の未然防止を図ろうとして、廃棄物処理法では対応が困難な不用品回収を行う事業者に対する一定の規制の観点、また不用品の放置防止の規範制定の観点から、鳥取県では全国に先駆けて使用済物品放置防止条例が制定されましたが、本市におきましても生活環境を守る観点から、これら使用済物品放置防止条例制定を含め、今後の取り組みへの考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

使用済物品放置防止条例とは、使用済物品回収業者が収集した物品の放置による生活環

境の悪化防止を目的にし、鳥取県において、県内で収集された不用品の保管場所が大幅に増加して、廃棄物処理法では対応が困難な不用品回収を行う事業に対する一定の規制の観点、使用済み物品を含め、放射性物質の放置防止の規範制定の観点から、この条例が制定されました。

使用済み物品の対象物としては、回収業者の多くが収集の対象としているもので、具体的には農機具、バイク、タイヤ、自転車、家電4品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）、小型電子機器28品（電話機、携帯電話、ラジオ、パソコンなど）になります。このような金属を素材として含む日用品等が対象になります。

今回調査した保管所で対象となる保管所は6カ所ほどありましたが、いずれも古物営業法等にのっとり、公安委員会や愛知県の許可を得て営業等をしていると考えられますので、何か違法行為等があれば、その法に基づいて公安委員会や愛知県より指導等がされますが、そういったところに市として規制することは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 鳥取県の条例の説明があつたわけですけど、生活環境の悪化防止を目的に設置された条例であります。私も見させていただきましたが、第1条から第19条までになっておりまして、使用済み物品の定義、回収業の定義、事業者・土地所有者兼県民の責務、保管基準、収集運搬の基準、記録の作成、報告及び検査指導及び助言、改善命令、そして罰則を定めております。あくまでもこの条例は、使用済み物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的として設置された条例であります。全国においても、多分鳥取県だけであると思えます。

ちょうど1週間前の5月28日に、中日新聞で特報のページに「廃プラ処理もう限界」というタイトルで、国内に大量にたまっている廃プラに関する記事が掲載されておりました。皆さんごらんになっていると思いますが、抜粋して少し読んでみます。

「廃プラ処理もう限界」というタイトルであります。これまで大量に廃プラを輸入していた中国が一昨年末から禁輸とした影響で、国内に大量の廃プラがたまっている。東京湾岸に浮かぶ東京都大田区の人口島、京浜島。ダンプカーが行き交う道路に面したヤードに廃プラの塊が高く積み上げられている。高さ約5メートルの壁だ。これでも少なくなった。1月ごろは搬入が多過ぎて、もう一段高かった。強風で倒れてくるおそれもあり、客と従業員の安全性を確保するのに大変だったと。産業廃棄物リサイクル工場の工場長さんがこういうふう

に述べております。私が市民の方から相談を受けたのも、ちょうどこのころでありました。某会社の社員寮が壊されて整地され、その整地された土地にどんどん廃プラの塊が搬入されていると。高く積み、強い西風で倒れないのか、あるいは破片が飛んでこないか心配ですと住民の方からは

御相談がありました。また、夏場になると直射日光に当たって、昨年のような高温が続けば、自然発火で火災等が発生しないか心配ですとのことでした。

続けて記事を読みます。これまで、日本の廃プラリサイクル体制は中国への輸出に依存してきた。人件費が安いからだ。だが中国は、人の身体健康と生活環境に重大な危惧をもたらしているとして、2013年に規制を強化。以降、製品の製造工程で出る高品質のきれいな廃プラしか受け入れなくなった。17年末にはこれも禁輸になった。行き場をなくした中国向けの廃プラが、国内のセメント会社やRPF製造会社などに入るようになった。そこから押し出された汚れた廃プラが、どんだんうちなどに入ってきていると。処理能力を超える量が運び込まれ、廃プラが滞留する結果、別の問題も起きている。当社のような中間処理業者は、プラスチックを使ったOA機器も受け入れるが、内蔵のリチウムイオン電池が発火し、廃プラに引火する大規模火災が全国各地で相次いでいると。このように掲載をされております。

本市におきましても、以前には中古車置き場、あるいは金属の置き場からの大規模な火災があり、また先日も、岐阜県においては同様の大規模火災がありました。

続けて読みます。この逼迫した状況を受け、環境省は20日、全国の市町村の焼却施設で廃プラを積極的に受け入れるよう要請する通知を各都道府県に出した。ただ、市町村の焼却施設は、住民の家庭から出るごみを燃やすためのもので、処理能力もその量に合わせてつくられている。また、そもそもリサイクルを推進する立場の環境省が燃やすことを推奨する点に矛盾はないのか。一番恐れているのは、不法投棄による生活環境の悪化だと。

この後で質問をいたしますけど、一番恐れるのが不法投棄による生活環境の悪化であります。不法投棄には特に監視を強化しなければならないと思っております。そして、ここに写真が出ております。これは、高く積まれた廃プラの塊に殺虫剤を吹きかける従業員、こういった写真が載っております。これは、蚊、それからその他の害虫が発生しないように殺虫剤を散布しているのかなというふうに読み取れます。

最後の部分を読みます。今月には、有害廃棄物の輸出入を制限するバーゼル条約が改正され、汚れた廃プラが規制対象に加わった。発行する21年以降は中国以外への廃プラ輸出も難しくなる。

このような記事が大きく紙面を割いて掲載されておりました。本市は港がありまして、海外輸出の拠点としては好立地の場所であり、今後もこのような置き場から生活環境の悪化を招く状況が懸念されます。事が起こってから取り組んでいたのでは対応がおくれますので、何事もスピーディーな対応ができるよう、県と協力して、市民の安心・安全な生活環境を守っていただきたいと思いますので、全国での事例を注視して、このような取り組みをしっかりと前に進めていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次は、家庭内廃棄物、不用品の不法投棄防止への取り組みについて伺います。

本市の不法投棄に関する条例としては、弥富市環境保全条例、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例があります。両条例とも、その目的は快適で良好な生活環境を確保することにあります。

3月議会において、5月に行われるごみゼロ運動を中止する31年度当初予算案が議会で提出されました。議会はこれを訂正し、事業予算を認めたわけですが、そもそも5月に行われるごみゼロ運動は、市の条例で定められております。弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例の中には、第6条に市としてのごみ散乱防止の責務、7条に6条を遂行するための実施計画の策定義務、8条にごみの散乱防止について、市民の関心及び理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるとあります。その日は毎年5月の第3日曜日として、市民参加による事業を実施するものとする定められております。ごみゼロ運動を廃止するということであれば、まずこの条例を改正しなければなりません。安易に予算の面だけから廃止ということではできません。行政は条例に基づいて行われるものでありますので、理解のほどをよろしくお願いいたします。

平成25年6月議会で、ごみのポイ捨て及び家電品、タイヤ、自転車、たんす等廃棄物の不法投棄についても質問をいたしました。そのときはごみのポイ捨てが中心で、特に三稲堤防下の除草を行っていただき、またごみポイ捨て禁止と書いた大きく目立つ看板を設置していただきました。さらに、市内において散乱ごみ広範囲回収を13カ所で行っておりますが、この地域を重点地域としてシルバー人材センターさんに回収業務を行っていただき、現在ではごみのポイ捨てもほとんどなくなり、見違えるほどきれいになっております。

安藤市長には、県議時代にこの三稲堤防下の雑木、除草には大変御尽力をいただき、きれいになったことを感謝いたしております。

また、タイヤ等の不法投棄につきましては、平成23年度に不法投棄監視カメラを鍋田干拓地内に2台設置していただきました。また、昨年度まで、ごみ散乱防止推進員として鍋田地区に3名お見えになりましたが、その方々の見守り活動、監視等の御努力によってかなり減ってきました。しかし、最近、特にタイヤの不法投棄が鍋田地内においてまた目立ってきております。これら、不法投棄の対策について再度質問していきます。

まず1点目ですが、市内における不法投棄の現状をどのように認識してみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

市内における不法投棄の現状認識につきましては、平成29年度の不法投棄の回収量は29.46トンで、平成30年度は26.21トンでした。また、これ以外で家電リサイクル法の対象となる廃棄物の不法投棄もあり、処理手数料としまして平成29年度は23万474円で、平成30年



度は18万2,888円でした。

これら以外では、鍋田地区で廃タイヤが不法投棄されることが多く、平成29年度は586本で、処理手数料は13万1,192円で、平成30年度は458本で、処理手数料は13万6,080円でした。不法投棄につきましては依然として後を絶たない状況であり、人目につかない農地などに廃タイヤ等投棄される傾向があります。以上であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 不法投棄の回収量は、直近の平成30年度では、29年に比べ、約3トンほど減っていると。また、家電リサイクル法の対象となる廃棄物の不法投棄については、これは処理手数料ですが、23万円から約18万円と5万円ほど減っていると。廃タイヤについても、29年度が586本、30年度が458本で、投棄本数自体は128本減っているが、処理手数料のほうですが、13万1,000円から13万6,000円と5,000円ほどふえている。これは、処理の手数料単価が上がったことによることだと思いますが、月に換算しますと、一月、大体40本から50本の廃タイヤが不法投棄されていることになります。鍋田地区が多いとの今の説明でしたが、多分、鍋田干拓地内だと思いますが、具体的にどれぐらいの割合を占めているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

95%以上が鍋田地区で不法投棄されていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） やっぱほとんどが鍋田干拓地内と、こういうことですね。鍋田地内では、不法投棄の1カ所に30本とか40本とか、本当に大量に1カ所に捨てられているわけですね。そういったことが近年、目につきますので、しっかりとした対策をお願いしておきます。

それでは、次に不法投棄の回収の費用ですが、これについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

回収費用につきましては、平成26年度は145万3,074円で、平成27年度は128万4,436円、平成28年度は134万1,078円で、平成29年度は149万5,906円で、平成30年度は130万4,768円でした。

内訳といたしましては、現在シルバー人材センターに不法投棄や散乱ごみの回収を委託しておりますが、回収したものを一旦、鳥ヶ地の最終処分場に保管し、それを一般廃棄物の運搬許可業者に委託をしまして八穂クリーンセンターに運んでもらっていますので、その運搬費用と、先ほどの御質問で答弁いたしました家電リサイクル法の対象となる廃棄物の処理手

数料や廃タイヤの処理手数料になります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 回収の費用については、直近5年においては年間約130万円から150万円と、こういうことですね。

それでは次に、不法投棄に対する現状の取り組みについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、シルバー人材センターに不法投棄廃棄物の回収を委託しており、散乱ごみ拠点及びその周辺回収を62カ所で行い、散乱ごみ広範囲回収を13カ所で実施しています。それ以外では、環境課職員で市内パトロールを随時行い、不法投棄の連絡に基づいて、課員等により回収しており、啓発活動としてホームページ等で不法投棄は法律により禁じられていることを書かせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ごみがたまっているところにはごみが捨てられやすいと。きれいなところにはごみのポイ捨て、不法投棄はしにくいということで、シルバー人材センターさんにはお願いして、不法投棄、廃棄物の回収を絶えず行っていただいているということで、今後もこのような取り組みをしっかりと行っていただくことをお願いしておきます。

それでは次に、不法投棄に関する条例があるというわけですが、この条例に罰則規定を盛り込むといった条例の見直しですね、これについての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

不法投棄につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律で違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科する罰則が科せられます。本市といたしましても、悪質な場合は警察署とともに連携しながら対処し、市内パトロールや不法投棄防止啓発をしておりますので、現時点におきましては条例の制定は検討しておりませんが、県内においても罰則を盛り込んでいる市もあり、聞いてみますと、実際に適用したことはないようです。罰則があることによってポイ捨ての防止につながっているかどうかはわからないということですが、啓発用の看板に罰則について掲示することで抑止にはなっているとお聞きしました。

罰則規定を設けるとなると、検察庁との協議も必要になってまいりますので、他の状況等をよく研究して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 罰則規定を盛り込むとなると、検察庁との協議も必要となって、時

間もかかるということですが、罰則規定を盛り込むことによって、啓発用の看板にもこれを明記することによって、より一層の抑止効果が生まれますので、きれいなまちづくりのためにも、ぜひ取り組むべきだと私は思っております。

それでは、続きまして今後の対策について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、不法投棄防止のために2台の監視カメラを設置しておりますが、今年度はそれに加え、中部電力が提供する監視サービスであるみまもりポールを活用し、2台の監視カメラを新たに設置してまいります。

今後も、ごみの分別や処理方法の周知及び不法投棄防止の呼びかけを行い、不法投棄ができない環境づくりができないか、そのためによりよい方策がないか情報収集に努め、第2次弥富市総合計画の施策目標でございます環境衛生の充実の実現を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 弥富市は、面積が49平方キロメートルと広大な土地であります。また、南北に長く、北部地域は住宅密集地であり、監視の目が行き届いていると、不法投棄がほとんどありませんが、南部地域の鍋田干拓地内、特に八穂地区においては、市内においても一番広大な田園地帯であり、特に夜間においては不法投棄場所としては絶好の場所です。夜間の監視につきましては、地元の青色防犯パトロール隊にもお願いし、パトロールの強化をしていただいております。ただいま、2台、監視カメラを設置していただくとの答弁をいただきました。監視カメラの設置は抑止効果を高めますし、防犯の役目も果たしますので、今後も設置台数をふやしていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、関連して家庭ごみの収集場所等に関する問題について伺います。

最近、私の自治会におきましても、ごみの収集場所が乱雑になってきました。総会において話題となったわけですが、いろいろな話をしていく中で、これは外国の方がふえているんじゃないかと、悪意ではないが、ごみの出し方をしっかりと理解をしていないのではないかと、そんなような意見が多数出まして、じゃあどうすればいいかという話になりました。収集場所に外国人向けのごみ出しの説明案内を5カ国語ぐらいの単位で表記してはどうか、あるいは、既に多くの自治体で取り入れています、本市でもスマホで見られるように、ごみ出しアプリに登録してはどうかという意見が出ました。

そこで、ごみ出しアプリ登録についての考え方と、ごみ収集場所への外国語表示板設置の考えを伺います。

まず最初に、近隣市町村または県内でごみ出しアプリの登録を実施している自治体が増加

しておりますが、本市としての取り組みについて考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、スマートフォンの普及率が年々高まっている中、ごみアプリを導入することで、市民が簡単にごみの分別を調べることができ、分別等に対する意識向上が期待でき、アラートによる収集日の通知で出し忘れ防止が期待できること、さらに、年々増加している外国人に対しまして、多言語対応することによって、ごみ出しのルールへの理解向上が促進され、ごみの減量化・資源化につながることを目的に、ごみアプリを導入する自治体もふえております。

県内においては20市が既に導入しております。本市といたしましても検証しまして、実効性の高いものであれば導入してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ごみアプリですね、県内においても20市が既に導入されておることですが、本市におきましても、年々外国の方が増加しております。多言語対応することによって、ごみの減量化・資源化につながると思いますので、他市の事例を検証し、早期の導入をお願いしておきます。

次に、スマホ等へのアプリ登録とは別に、ごみの収集場所への外国人向けのごみ出し方法の表示板の設置についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

本市におきましても年々外国人が増加してきております。それらの方たちへの対応の必要性も認識しております。今年度、新たにつくるごみ袋の外袋に外国語もあわせて表記し、外国人の方たちが購入する際に戸惑わないようにしてまいります。また、集積場における外国語表記のごみ分別掲示板につきましても、他の自治体の状況等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私が住んでいる地区では、最近外国人の方も多くなって、また通勤途中に他の自治体の名前が入ったごみ袋が置いてあるのが目につくようになりました。犯人捜しではありませんが、防犯カメラの設置等も検討しておりましたが、そんな中で、まず外国人の方には、ごみ出しの方法、収集日等わからないので、収集場所に外国語表記の掲示板をつけてはということになりまして、ことしの3月に自治会において独自に外国版表記の表示板を設置しました。このようなことは、本来、行政が行うことでもありますので、市内全域において、まずは外国の方の居住が多い地区から順次取り組んでいっていただきたいと思

ます。

それでは最後に、生活環境問題への取り組みについての質問事項に対して、市長の総括をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めましておはようございます。

平野議員の生活環境問題への取り組みへの総括ということでございますが、不法投棄が市内全域で後を絶たない状況であり、特に人目が届きにくい南部の鍋田地区で多く発生し、私も大変憂えているわけでございます。

日ごろから、マナー啓発の看板を設置しつつ、不法投棄の多い場所には監視カメラを設置し、また職員によるパトロール等、環境美化に対する意識啓発を行っていますが、不法投棄やポイ捨ては個人のモラルの欠如が問題であるわけですが、現在のように個人の価値観の多様化により、個人のモラルに頼るだけで解決を図るのは難しいと考えております。

使用済み物品に関しまして、鳥取県では県が先頭に立って生活環境を守るため条例を制定されているようですので、愛知県においても、私どもの現状を伝え、条例の制定を要望してまいりたいと考えます。罰則規定を設けて意識づけをすることで、市民や地域の目によって監視の効果も出て抑制していけるのか、先進市の状況も研究しながら、引き続きマナーの啓発をし、ごみのごみを呼ぶことがないように、ごみが捨てにくい環境整備も進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 安藤市長が県会議員になられた8年前と現在と比べますと、見違えるほど、三稲の堤防、鍋田導水路を初めとする鍋田干拓地内はきれいになりました。これは当時、県会議員であった安藤市長、そして服部前市長の協力のもとでできたことであり、大変感謝いたしております。

私はいつも言いますが、鍋田地区は弥富市の南の玄関であります。3年後、名古屋競馬場が開催されますと、まさに観光、イベントの中心地として、さらには富浜緑地のレジャー、スポーツの中心地として発展していくものと思われまます。そのためには、絶えずきれいなまちづくりを目指さなくてはなりません。

現在、弥富トレセン西側の17ヘクタールの広大な土地は、大手ハウスメーカーが買収し、西尾張中央道と隣接する部分において大木が伐採され、整地が行われておりまして、周囲の景観も一変し、きれいになりました。この地域の環境美化については、しっかりとした取り組みをお願いし、次の質問に入ります。

次は、2点目ですが、弥富市内企業立地の促進について質問をいたします。

平成31年4月より、弥富市第2次総合計画に基づく市政運営がスタートいたしました。31

年度予算編成においては、前代未聞の改定予算案の提出となり、新聞紙上で大きく取り上げられました。議会においては、市民サービスの低下がなく、総合計画に基づく事業が着実に遂行できる改定予算案であることを認め、議決をいたしました。これは、議会の監視権が発揮され、二元代表制に基づく議会運営が行われたものと評価しております。

この予算案策定作業において頭を悩ましている、その根底にあるのが厳しい財政状況であります。本市におきましては、これらのことから、1年前倒しで弥富市第4次行政改革大綱を作成し、実施計画に基づき、昨年4月より行政改革を推進しております。

第4次行政改革大綱では、3つの基本方針を示しておりますが、その一つが、市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化、2点目は、市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化、3点目は、市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化であります。

1点目の市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化におきましては、第4次行政改革に基づき安定した財政運営を進めることでありまして、歳入の増、歳出の削減が求められております。この両面を持ち合わせているのが企業立地促進に関する条例であると思っております。この企業立地の促進に関する条例については、昨年の9月議会でも同様の質問を行っておりますが、その後の市側の取り組みについて、また考え方を再度確認しながら質問していきたいと思っております。

まず1点目ですが、昨年の9月議会における質問で、平成18年度から29年度までの奨励金交付企業は18社である。奨励金の交付総額は約21億5,000万円との回答をいただいております。また、31年度予算では、企業立地指定企業交付奨励金として1億7,800万円が計上されております。対象企業は1社で、旧条例の交付対象企業となっております。今年度予算では1億7,800万円が計上されておりますが、この対象企業への奨励金の今後の交付予定額と交付予定の期限について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在の奨励金交付企業につきましては、平成29年度からの5年間は奨励金交付期間となり、令和3年度までとなります。奨励金については、最初の1年目から3年目までが固定資産税の納付額に相当する額の100%、4年目、5年目は50%の交付となります。今後の奨励金交付予定額は、今年度は交付3年目となりまして、約1億7,600万円、令和2年度は交付4年目となり、概算でございますが7,300万円、令和3年度は交付5年目の最終年となり、概算で6,000万円と見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在の奨励金交付企業については、今年度は交付3年目で、約1億7,600万円。令和2年度は交付4年目で、概算ですが7,300万円、令和3年度は交付5年目の

最終年となって、概算で6,000万円と見込んでいるということで、平成26年の改正前の条例が適用される奨励金交付は、これでようやく終わるということになります。

それでは2点目ですが、昨年の9月議会においては、平成26年度条例改正後に奨励金を受けた企業は現在まではないと。交付要件が満たされれば3社に奨励金を交付する予定であると答弁されていますが、奨励措置を受けることができる企業の要件及び申請してから、市長により指定企業として認定され、その後、奨励金の交付がされるわけですが、今後どのような過程で奨励金の交付がされるのか、現在の状況に基づいて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在の条例において奨励措置を受けることができる企業の要件は、新設の場合は、一団となる敷地面積が1万平方メートル以上で、増設の場合は、拡張部分の敷地面積が3,000平方メートル以上で、一団となる敷地面積が1万平方メートル以上であることです。

次に業種の範囲は、次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野のうち製造を行うもの、繊維、電気・電子輸送機器、輸送機械、物流、農商工連携関連産業であることとございます。

そのほかといたしまして、用地の取得日、または賃貸借契約期間の初日から起算して6カ月以内に申請書等を提出いただき、1年以内にみずからの事務所等の建設に着手し、3年以内に操業を開始することが必要となります。

奨励金の交付期間は、指定企業が新設または増設した事業所の操業を開始した日以後に、固定資産税が最初に賦課された年度の翌年度から3年間となります。

指定企業は、交付年度の6月末日までに交付申請書を提出し、固定資産税の納付確認後に奨励金を交付することとなります。

今後、現在の指定通知企業3社につきましては、先ほど申しました諸要件を満たすことができれば、今年度より固定資産税が賦課されております2社につきましては、来年の6月末日までに交付申請書を提出いただき、確認の後、3年間の奨励金の交付となる予定で、残りの1社につきましては、それ以降の年度となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の説明で言いますと、今、用地を取得して奨励金の交付申請をして、市で申請書をチェックし、認定されれば奨励金交付の資格をまず有すると。3年以内に操業をし、操業開始後、最初の固定資産税が賦課された後、その固定資産税を納付後、翌年度に奨励金が交付されるという流れになるわけですね。

例えば、ことし令和元年9月までに1万平米以上の土地を取得して申請し、認定され、令和4年までに操業を開始し、令和5年度の固定資産税を納付すれば、6年度に1年目の交付、

7年度に2年目、8年度に3年目の奨励金の交付が行われるということで、令和元年、ことしの9月末までにこの条例が改正・廃止されても、最長で令和8年度までは奨励金の交付が行われることになると、こういうふうに理解をしておきます。

それでは次に、平成26年以降、平成30年まで、5年間で敷地面積が1万平米以上の企業立地数は何社か伺います。参考までに3,000平米以上1万平米未満の企業立地数も何社か伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

平成26年度から平成30年度までの5年間における敷地面積が1万平方メートル以上の企業立地数でございますが、9社でございます。また、敷地面積が3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の企業立地数は3社となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 平成26年度以降、敷地面積が1万平米以上の立地企業数は9社ということで、3,000平米以上1万平米未満が3社ということですね。

それでは、昨年9月議会において、所管の部長は、条例の見直しについては周辺自治体を参考に本市の財政状況を踏まえ検討していくと答弁され、服部前市長は、西部臨海工業地帯の一角には、まだまだ企業を誘致する余裕があると、今の自治体間競争は企業誘致であり、市の税収に関しては大変重要なことであり、今後この奨励金制度をどうしていくかということについては、議員各位と協議していきたいと答弁されておりますが、ことしの9月議会では、この方向性を示さねばなりません。

昨日の三宮議員の質問の中で、課長答弁では、制度は継続しない方向で考えていると答弁をされておりますが、安藤市長は、本市における今後の企業立地奨励金についてどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 企業立地奨励金制度への考えでございますが、企業立地の奨励金制度は、県内外の市町村においてそれぞれ条例がつけられ、税収の確保や雇用の拡大のため、企業誘致が行われているところです。本市において、平成16年より弥富市企業立地の促進に関する条例が制定され、企業立地を推進しております。

今日までの約15年の間で、企業立地は奨励金制度による優遇措置により、港湾地域や栄南地区において順調に企業誘致が進んでまいりました。また、企業立地のための奨励金制度は、多くの企業に活用され、誘致することができ、一定の成果を上げてきました。

その一方で、立地企業には大変多くの奨励金が交付され、ここ数年は市にとって大きな財政負担となってきております。本市は、産業活動に重要な役割を果たす名古屋港を初め、伊



勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、国道1号、23号など交通基盤が整備され、恵まれた立地環境を有しており、隣接の飛島村と同様に、奨励金制度がなくても企業立地が進んでいくものと考えます。この条例については本年9月30日までの期限となっており、平野議員が先ほど申されましたとおり、三宮議員の質問で答弁いたしました。今後は奨励金制度を継続しない方向で検討し、企業の動向を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほど平成26年度以降、敷地面積ですね、1万平米以上の立地企業数は9社、そのうち奨励金の申請をされた企業は3社と、こういうことですから、企業としては、奨励金の交付目的で立地するのではなくて、地の利がいいから本市に立地するものと思われま。

平成31年におきましても、弥富トレセンの西側、17ヘクタールを大手ハウスメーカーが購入し、事業を始めることになりまして、また西尾張中央道沿線におきましては、1万平米以上の土地取得の動きも出てきておりますが、これらの企業も取得の第一に上げるのは立地条件、そして土地の取得価格でありまして、奨励金目的ではないと思われま。このまま奨励金制度を存続すれば、申請企業があれば、企業立地奨励の交付金を支払うことになりま。

今、市長からもこの条例の継続はしない方向で検討するとの答弁をいただきました。私は、この企業立地奨励金制度は、本市において、これまでで一定の役割は果たしたものと思っております。来年1月には新庁舎も竣工の予定です。庁舎建設事業費の借金の返済に当たる元利償還金も令和5年度から年間約2億円ほどが見込まれます。財政の健全化を目指す上では、私はこの奨励金制度は廃止するのがよいと思いま。その上で、奨励金制度に頼らず、企業誘致をさらに頑張っ進めなくてはなりません。弥富市第4次行政改革大綱におきましても、商工観光課におきましては、県産業立地通商課と企業訪問を行い、企業立地を進めると計画にはありま。名港管理組合、県とも連携し、楠地区への企業誘致を進めることを、また平成31年3月に示されました弥富市都市計画マスタープランにおいて、南部地区における新産業エリアに位置づけられました末広地区への企業誘致等をしっかりと前へ進め、自主財源の確保に努め、市長が目指す財政の健全化を進めなければなりません。

昨日の一般質問で、車新田の住居系の市街化地域の進捗状況の答弁もありました。住宅を建て、多くの方に住んでいただき、市民税を納めていただき、市民税の増を図ると、こういうことでありま。

また、現在、南部の末広地区においては、工業系市街化地域を目指し、市民の意向調査を始めたところでありま。この地域においては、償却資産を含む固定資産税の増を目指す地域でありま。都市計画マスタープランに基づいた市政運営を行い、計画が絵に描いた餅に終わらないように、大野開発部長には、昨日の大原議員の質問での答弁にありますように、

しっかりと頑張ってください、安藤市長を先頭に、行政と議会と市民が一体となって弥富市の財政健全化、そして弥富市の発展を目指すことが大事であることを申し上げて、これで質問を終わりますが、最後に安藤市長に御答弁を願いたいと思いますが、都市計画マスタープランで新産業エリアに指定されております末広地区の開発をしっかりと前に進めるという決意のほどを伺って、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 末広地区の開発の問題でございますが、弥富市都市計画マスタープランの土地利用方針の中で、先ほどからお話がございます、新産業エリアとして捉えているわけでございます。名古屋港の背後地でもあります。また、伊勢湾岸自動車道、そして国道23号、そして西尾張中央道ということで、工業系市街地としては恵まれた立地環境の中であるわけございまして、しっかりと意向調査を踏まえた上で、愛知県企業庁に事業化、またエントリーの申し出をし、財政健全化に努めてまいりたいと思いますものですから、その一翼となりますのが末広地区と私も認識しております。引き続き、皆様の御協力をいただきながら、事業化に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 安藤市長、しっかりとよろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点、共通している点もありますが、よろしく願いいたします。

まず、保育無償化と保育所の現状についてをお尋ねいたします。

改正子ども・子育て支援法で、ことしの10月から、3歳から5歳児については幼児教育の無料化が始まります。また、ゼロ歳から2歳児に関しては未満児ということで、今までどおりだとお聞きしました。

住民税が非課税の家庭についてはどのようになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

この10月から、国の幼児教育・保育無償化制度が始まる予定でございます。

ゼロ歳児から2歳児までの子供の場合は、住民税が非課税世帯の子供のみ無償化の対象となります。なお、現在、本市では、保育所と認定こども園の利用料につきましては、国の基準とは異なっておりまして、住民税が非課税世帯は既に無償としております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 標準11時間保育、朝の7時30分から18時30分までと、短時間保育の9時から4時までの8時間保育がありますけれども、無償保育は、標準保育、短時間保育の両方に適用されるのでしょうか、それとも時間制限ができるのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 幼児教育・保育無償化制度は、幼稚園、保育所、認可保育所、地域型保育事業について、利用料が無償の対象となります。

保育所及び認定こども園では、保育標準時間、午前7時30分から午後6時30分までと、保育短時間、午前8時から午後4時までの利用料が無償となります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 延長保育については、現在、83%の無料延長保育を利用していると伺いました。そして、この制度が始まる10月からは無料延長保育をなくすとのお話でした。83%というのは、かなり多い利用率ですが、今後、延長保育はどのようになりますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 保育標準時間と保育短時間のどちらの場合も、延長保育を利用した際の利用料は無償の対象とはならない予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 現在、弥富市では9カ所の保育園と認定こども園1カ所があります。認定こども園については、無償保育になりますか。また、弥富市では幼稚園はありませんが、弥富市からほかの市町の幼稚園に通っている子供たちも同じ条件でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 市内の認定こども園、弥富市におきましては、弥富はばたき幼稚園ということになりますが、そちらの幼稚園部と保育園部の3歳児から5歳児の利用料が無償の対象となります。

その他の市町に通う幼稚園児についてですが、子ども・子育て支援制度の対象となる幼稚園は全額が無償となります。また、対象となっていない幼稚園は、月額2万5,700円を上限として無償となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、2人目以上はどのようになりますか。現在の制度は、2人目は半額、3人目は無料となっていますが、この制度は廃止ということになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、実施しております2人目、3人目以上の保育料の軽減制度につきましては変更はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この制度が始まるに当たり、何がどのように変更されるのかを知りたいと思ってみえる方も多いかと思われそうですが、これは、次の加藤議員からの質問になると思いますので、私はここまでといたします。

最近、耳にしたことなんですけれども、弥富市では保育士さんの離職が多いと伺いました。弥富市の場合、保育士さんも市の職員と同じ条件だという中で、なぜ離職ということになるのか。女性活躍という視点から見ると、やはり結婚されても、子供さんができて、本人の自由といえそうですけれども、やはり職を離れてほしくないという思いがあります。

また、保育士さんの仕事は、先ほどの保育時間帯から見ても、8時間から11時間、それに延長保育もあり、そして事務的な仕事もあると思います。そのように考えてみますと、本当に激務です。一昔前までは、保育園の先生や幼稚園の先生になりたいと思っていた人も多く、憧れの職業でありました。それが、今ではなり手がなことから保育士さん不足になっているのが現状です。仕事とお給料が合っているのか、お給料だけの面ではないかと思いますが、毎年どのぐらいの保育士さんが、どのような理由で離職されていますか。また、どのぐらいのキャリアの保育士さんがやめていくのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 初めに退職者数についてですが、過去5年間の退職者数は38名でございます。平均で、1年に約8名の保育士が自己都合により退職されました。この38名の内訳としましては、勤続年数3年以下の保育士が12名、4年から10年以下の保育士が17名、11年から20年以下の保育士が6名、勤続年数21年以上の保育士が3名となっております。

なお、退職の理由につきましては、一身上の都合でございますので、全てを把握はしておりませんが、例えば結婚であったり、出産であったり、家庭の都合などで退職することが多いと聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） せっかく保育士になっても、やめてしまうというのは残念としか言

いようがないと思います。保育士というのは一生の仕事になると思うからです。働き方改革で残業を極力しないといけないと言われていますが、保育士さんの残業は今まで多かったのでしょうか。1日の仕事の量は、特別なことがない限り変わらないと思います。

今まで残ってやってきた仕事は、その日のうちに終わることができたのでしょうか。できていない仕事は家で持ち帰って、家でやるようなことにはなっていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 保育士の仕事を持ち帰っているかどうかということですが、保育所では、春休みや夏休みなどの長期休暇はございません。しかし、月に1回は行事やイベント等を行っております。また、保育士は、お預かりした子供の成長を支え、保育の目標達成のために、どのような時期にどのような活動をしたらよいかを明らかにするための計画であります保育指導案というものを国の指針に基づいて作成しなければなりません。

子供が入所中に安定した生活を送り、充実した活動ができるよう、1カ月後、あるいは1年後の子供たちの成長をイメージしながら、また先輩保育士の指導を受けながら作成しますので、その日1日で完成させることは大変難しい状況でございます。しかし、自宅には個人情報等のこともございますので、仕事を持ち帰らないようには指導をしておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） もしあれば、そのギャップはどのように埋めているのかと思ったわけですが、保育士さんに求められるものが大きくなり過ぎていないか、負担が大きくなり過ぎていないかと思うわけです。

弥生保育所では生後3カ月から預けられますが、おおむねゼロ歳には3人に保育士さんが1人、1歳から2歳児までは6人で保育士さんが1人となっています。

現在、ゼロ歳児から2歳児のお子さんは何人利用しているのでしょうか。また、ゼロ歳児から2歳児の保育士さんは足りているのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

弥生保育所のゼロ歳児から2歳児の入所児童数は、5月1日現在で44名でございます。9つの保育所全体では316名でございます。

次に、保育士の配置基準につきましては、国の基準でゼロ歳児は3人に1人の保育士、1・2歳児は6人に1人の保育士となっております。現在、正規職員だけでは、この基準を満たすことはできませんので、不足する人員については、臨時職員を雇用することで配置基

準を達成しています。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 恐らくゼロ歳児から2歳児の預かりだと思うのですが、保育を申し込んだところ、待機してみえる方が四、五人いると言われたそうですが、現状はそうなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） ことし4月の入所時点では待機児童はありませんでしたが、今後、年度の途中においては希望の保育所に入所できないこともあると思われます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、今度は一時預かり保育事業についてお伺いします。

四、五年前に大阪に住んでいた私の娘から、保育の一時預かりというものがあり、子供が双子だったこともあり、利用できることはとてもありがたいと言っていたことを聞き、弥富市でも保育一時預かりができるようになればいいなと思い、一般質問でお願いをしました。その後、白鳥保育所で行うことになり、年々利用者が多くなっているとお聞きしました。

今、白鳥保育所での今の利用状況はどのようになっているのか。また、今までに何か問題点などはあったのか。当時の答弁で、利用者が多くなるようであれば、白鳥保育所以外にも考えると答弁をいただいた覚えがありますが、今はその考えはありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 一時預かり保育の利用状況でございますが、平成27年度は414人、平成28年度は547人、平成29年度は469人、平成30年度は670人となっております。

現在の白鳥保育所での一時預かり保育事業は、順調に推移していると思います。今のところ、年間を通して利用をお断りすることはほとんどありませんが、今後、希望者がふえてまいりましたら、それに対応できるように考えていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これから、10月に向けて始まる幼児教育無償化ですが、まだまだ決めていかなければいけないことも多くあると思います。完全無償化ではありませんが、保育所に入所されるお子さんもふえてくるのではないかと思います。保育士さん不足が気になる場所ではありますが、市の保育士さんの確保の対応のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらのほうの質問は、これで終わらせていただきます。

続いて、多胎児支援についてをお聞きしたいと思います。

最近では、不妊治療をする人も多くなってきました。きのうも那須議員が不妊治療のことを一生懸命おっしゃっていましたが、その治療により、多胎児もふえてきていると言われていました。

先日もテレビで、豊田市の三つ子を育てていたお母さん、不妊治療を受け、やっと授かった三つ子の赤ちゃんでしたが、生後11カ月という三つ子の育児の大変さから、睡眠時間もまともにとれない、親に頼ることもできない状態で、泣き声さえ苦痛になってしまい、鬱状態になり、泣く次男を畳にたたきつけ、命を奪ってしまったといういたたまれない事件がありました。裁判で3年6カ月という実刑判決が下りました。しかし、この判決に多胎ママたちのグループが、罪が重過ぎると、軽減と執行猶予を求める嘆願書を名古屋高裁に提出したことを報道していました。これには賛否両論もありますが、そこには行政の支援不備も指摘がされていました。恐らく、多胎児家庭が少ないため、行政も目が届かなかったのではと想像するわけですが、今後、不妊治療がふえてくると、やはり多胎児もふえてくる可能性は大きいです。近くに面倒を見てくれる人がいたり、育児の相談に乗ってくれる人がいれば、このような悲しい事件は起きなかったのではないかと思います。

本市では、双子とか三つ子を持つ家庭はどのぐらいありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

現在、市内に居住する多胎児家庭数は把握できていませんが、当市保健センターにおいて、妊娠届け出書により母子手帳を交付された多胎児家庭数は、平成28年度が3家庭、平成29年度が3家庭、平成30年度が8家庭でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 多胎児を育てることは、経験した人でないとわからない大変さがあります。予防接種に行くとき、病院に行くとき、用事で出かけなければいけないとき、子供の1人が病気になったとき、自分の健康がすぐれないときなど、本当に1人で2人、3人の面倒を見ることは大変なのです。これは私、今、多胎児、双子とか三つ子とか言っていますけれども、年子も大変だよということを聞いています。本当に双子は、後ろに背負い、前で抱っこし、そして赤ちゃんの荷物を両手に持って出かけることになるんですけども、本当に大変です。

行政ではそんなとき、ファミリー・サポートの利用を勧めるのですが、ここでまず、ファミリー・サポートの利用状況をお聞きしたいと思います。現在、利用者は何名で、協力者は何名いるのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 平成31年4月1日現在のファミリー・サポート・センターの会員数は、利用会員が437人、協力会員が140人、両方会員が18人の合計595人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） このファミリー・サポートの利用者と協力者のバランスは保たれているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 利用会員と協力会員の会員数につきましては、圧倒的に利用会員が多く、人数の上ではバランスはとれていない状況でございます。ただ、いざというときのために登録している利用会員が多く、必ずしもすぐに援助を希望しているわけではございませんので、現在の援助体制に大きな問題はございません。なお、病児・病後児保育をする場合につきましては、緊急性が高い上、協力会員には資格が必要となりますので、協力会員の確保が難しい状況にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ファミリー・サポートでの乳幼児の利用はどのくらいあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 平成31年4月1日現在の生後6カ月から満6歳未満の登録児童数は274人で、平成30年度の年間利用数は322回であります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、6歳未満と言われましたけど、6歳未満でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 済みません、訂正させてください。満7歳未満でお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、多胎児の利用はあるのかをお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） ファミリー・サポート・センターの利用者につきましては、多胎児の利用や多胎児と兄弟姉妹の援助利用もあります。

具体的な事例を申し上げますと、上の子供の入学式のため、双子の姉妹を預かった。母親が双子の1人を病院へ連れていくため、一緒に付き添い、待合室でもう一人を預かった。利用会員がふだん利用している子育て支援センターへ協力会員が出向き、待ち合わせをして預かった。利用会員宅へ迎えに行き、一時預かりへ送り届けた。4人の兄弟姉妹を預かることになり、同じ施設で2人の協力会員で援助をしたなどがあります。



○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、ファミリー・サポートで、協力者が利用者の家を訪問しての利用はあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 協力会員の家での預かりを原則としております。このことはトラブルを避けるためで、利用会員の留守中に協力会員が利用会員宅で援助することはございません。このほか、市内の子育て支援施設を利用してお預かりすることはあります。

次に手続についてですが、引っ越ししてきたばかりで土地勘がない方、入院中で動けない方、車に乗れない方など、登録ができない場合は、職員が利用会員宅や近くの施設へ出向き、対応している場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市のほうでは、行政のほうは困ったとき、ファミリー・サポートを勧めると先ほども言いましたけれども、これも面接に行かなければ登録できないということで、多胎児を連れて面接に行くことは、そのお母さんにとってはとても大変なことなんです。協力者が自宅の近くならまだいいのですが、遠くの場合、どうしたらいいのでしょうか。車を運転する人はまだいいのですが、運転できない人はどうすればいいのか。多胎児の家庭の苛酷さをどう支えてあげられるのか、きめ細かい部分で、行政でも考えていかなければいけない問題だと思います。助けてほしいのは今で、どうしたらいいのかわからないと思ったお母さん方も多いのではないかと思います。

本市では、保育一時預かり事業があるので、少しは安心できるとは思いますが、今は白鳥にしかありません。

そこで1つ、こんな支援ができたらいいのではと考えるのは、子育ての支え合いです。子供を連れて出かけることが難しい多胎児家庭は、どうしても孤立化してしまいます。その結果、お母さんの鬱、子供虐待、育児放棄となってしまいます。そのようなとき、ファミリー・サポートの利用を誰でも考えるわけですが、これも先ほど言いましたように、なかなかできないのが多胎児家庭なのです。

乳児を抱えては、手続するのがなかなかできないのが現状です。幼稚園や保育所に入園できる年齢なら本当にありがたい支援なのですが、ゼロ歳から2歳児までは大変です。

では、多胎児ママたちはどうしてほしいのかと聞くと、やはりファミリー・サポートの手続などは、こちらから出かけるのではなく、家に訪問してもらえるとありがたいし、また話し相手にもなってもらいたいということをお聞きしました。

そこで、育児の先輩ママたちにサポートしてもらい、子育てによるいらいらや成長の不安、助けてほしいことなど、何でも話せる相手が必要ではないかと思います。そうすることによ

り、子供への虐待や子育てノイローゼ、育児による鬱状態などを防ぐことができるのではないかと思います。本市では多胎児を持つ家庭において、何か特別な支援をしているのでしょうか。また、今後何か考えていくことはありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

子育て支援センターでは、多胎児親子を対象とした「わくわくフレンズ」教室を毎月1回、午前9時30分から午前11時30分まで開催しています。

この教室には、毎月2組から3組の多胎児親子が利用されています。毎月発行しておりますわくわくだよりやホームページで開催日を御案内していますので、ぜひ御参加いただきたいと思います。日程的に教室に参加ができない方や御来館が難しい状況にありましたら、電話やメールでも結構ですので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

また、児童課では、養育が必要な御家庭には養育支援訪問事業を実施しています。専門の相談員が御家庭を訪問させていただき、養育支援を行っています。

さらに、健康推進課では、乳幼児健診や相談事業、産後ケアを実施しております。お困りのことがございましたら、何なりと御相談いただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 多胎児のお母さん、年子を持つお母さんの育児を少しでも助けてあげられる支援を、豊田市で起きたいたたまれない事件が起こらないように、今後の弥富市でも考えていかなければならない課題だと考えます。さらなる子育て支援を充実していくために、自信を持って子育てするなら弥富でPRできるよう、ぜひ考えていただきたいと要望して質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、令和になり、最初の今定例会での一般質問となりました。元号が平成から令和に改元され、約1カ月が過ぎ、新しい時代の幕あけでもあります。新しい時代となった今、継承すべきことは時代に合わせた形で後世に引き継ぎ、引き継ぎがなくてもいいことは早々に終結をさせなければならないときです。よって、今回の一般質問は、後世に引き継ぐべきではない問題からの質問となりますので、よろしく願い申し上げます。

まず1点目の質問は、目指せ交通事故死亡ゼロのまちと題して伺ってまいります。

昨今、全国的に交通事故死亡者数は減少傾向にあります。昨年度は、それでも全国で3,532人の方が亡くなっています。全国的な統計からすると、1970年の1万6,765人をピークに、昨年ではピーク時の約4分の1になっている中、65歳以上の高齢者の死者数は1,966人

で、全体の55.7%となっています。愛知県においては、16年連続のワーストとなる不名誉な記録となり、189名の方が亡くなっております。

交通事故死において愛知県警の報告によると、実際、高齢者の占める割合が増加傾向にありますが、若者の交通事故死も同様、多いことが報告されております。ただ、団塊の世代を含む高齢者の増加と若者の車離れが原因となり、高齢者の割合が多いとされております。

最近の死亡事故で記憶に新しいところでは、5月8日、大津市、園児の列に車が突っ込み2名の園児が亡くなり、1名は重体、2日後の10日には、西尾市で母親と2歳児が巻き込まれた事故で、母親が亡くなっています。15日には、コインパーキングから出庫した車がフェンスを突き破り、公園の砂場に突っ込み、園児は保育士さんの機転により無事でしたが、かばった保育士1名がけがをされています。

本当に痛ましい事故であると同時に、最近、犠牲になるのが幼い子供であることや、連日どこかでこのような事故が起きていることから、もはや安全が担保されなくなった時代に突入したことを認識しなければならないと思います。

少子化が叫ばれている今、国の宝でもある子供が犠牲になっている現実を重く受けとめなければならないと考えます。高齢者が当事者となる事故はふえ続けていることは、数字からも証明されております。しかし、車を運転しなければ生活ができないということは切実な現実でもあります。本当に行政が対策をとるのに、待ったなしの時代に突入したと思います。啓発運動、周知では効果が不十分になってきました。

実際、私もゼロの日の街頭活動に参加させていただいております。交差点に立って感じたことがあります。まず、自動車、自転車問わず、運転している一部の人がゼロの日の意識が薄く、いまだに携帯電話やスマートフォンを片手に運転をしたり、信号無視も含めた無理な運転をされている方が見えることが非常に残念と同時に心配です。

当市の政策の一つに、安心・安全なまちづくりを掲げています。交通安全対策は、この対策に含まれると考えますので、当市の交通安全対策を順次お聞きします。

それでは、保育所、小・中学校の交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 保育所、小・中学校における交通安全対策についての御質問でございますが、保育所では、毎年、愛知県警察から交通安全チーム「あゆみ」の派遣を依頼し、子供たちに対して、人形劇や紙芝居などでわかりやすく楽しい交通安全教室を行っていただいております。

また、年長児は警察官の制服を身につけ、保育所周辺の道路に出て「僕、私、必ずとまります」と、通り行く市民の方々に呼びかけをし、啓発運動を行っています。

保育中の安全対策としては、散歩等、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の

体制など、安全に十分配慮しています。

小・中学校では、児童・生徒への各種の交通安全対策を行っております。全小・中学校において、登下校時に交通安全指導を行っております。また、小学校ではPTAと連携し、その指導を行っております。

小学校の対策として、警察や交通指導員と連携し、交通ルールや歩行者が気をつけること、自転車に乗っているときに気をつけることなど、指導を交通安全教室で行っております。また、通学団会議においては、通学路の安全などについて指導する中で、交通安全について考える機会を持っております。

中学校では、生徒会の活動として交通安全の啓発活動を行い、交通安全への意識を高めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 保育所において、現在、保護者が送迎をされる際に、所定の駐車場を利用されていると思います。駐車場を出入りする際に、余り減速をされずに進入される方を目にする機会が何度かあり、肝を冷やしました。朝夕の忙しい時間帯ではありますが、駐車場内には小さなお子さんがいるということを啓発等するべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

保育所送迎どきの交通安全対策についてですが、保護者の方へのお願いとしまして、子供から常に目を離さない。駐車場で遊ばない。道路へ飛び出さない。込み合う駐車場ではスピードを落とし、送迎後は速やかに車を移動する。保育所においては、ルールをつくっているところもございます。お互いに譲り合い、マナーを守って利用するなどでございます。また、朝夕の込み合う時間帯は職員が駐車場で旗を持ち、誘導・整理も行っております。今後も、保護者の方が交通ルールをしっかりと守り、常に子供のお手本となるような安全行動を行っていただくよう、いま一度、周知徹底をしまして、交通事故が起きないようにしてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、高齢者に対しての交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

海部南部交通安全推進連絡協議会、弥富市福寿会連合会、蟹江町長寿会連合会、飛島村老人クラブ連合会、愛知県交通安全協会蟹江支部及び蟹江警察署と、毎年9月に開催しております海部南部高齢者交通安全総決起大会に高齢者の方々に御参加していただきまして、交通

事故をなくすための大会決議や、交通安全教育チーム「あゆみ」による交通安全教室を実施し、改めて交通安全に対し、再認識をしていただいております。

また、各集会や総会などにおいて、出前講座などを活用して、蟹江警察署による交通安全教室を実施し、好評を得ており、今年度も同様に進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、自転車運転に対する交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

小学校では、交通安全教室のときに地域の自転車販売組合に御協力をいただき、児童の自転車の点検をしていただいております。中学校では、ヘルメットの着用の指導や、自転車の安全点検を毎年4月に自転車販売組合や教職員が行っております。また、ゼロの日や交通安全週間、定期テストの下校時には教職員が通学路に立ち、生徒の自転車通学指導をしております。

そのほかにも、学校では朝礼やPTA総会等、機会を捉え、児童・生徒や保護者の方々にも交通安全のお願いをしております。

さらに、教育委員会では、昨年度から自転車保険に全員加入するようPTAのいろいろな機会において啓発をしております。

高齢者につきましては、愛知県交通安全協会蟹江支部による高齢者自転車大会の訓練や、出前講座を活用して、蟹江警察署による交通安全教室を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 2年前に当市内で、高齢者が近くに横断歩道があるにもかかわらず、横断歩道以外を無理に横断し、亡くなったという悲しい事故がございました。それにもかかわらず、今もまだ自転車運転での斜め横断が多く見受けられます。特に、高齢者が国道1号線を斜め横断されるのを日常的に目にします。斜め横断についての対策はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

高齢者の斜め横断は、とても危険な行為であり、対策が必要だと認識しておりますので、今後は、蟹江警察署、関係団体や関係部署と調整を図りながら、高齢者の集会などにおいて斜め横断の危険性や、加齢に伴う認識のずれなどについて、さらに啓発をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 自動車運転での交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的には、各種講習などを蟹江警察署が行っております。

ほかには、蟹江警察署、関係機関と連携して、通学路、生活道路、交差点などの自動車事故の多発場所を定期的に巡回しており、あわせて危険箇所などにはカラー舗装、グリーンベルト、注意看板の設置など対策を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、大きく4点伺いましたが、市民に周知がどこまでされているのが問題だと思います。警察と連携して啓発活動に取り組まれていることは承知しております。しかし、団体の代表が講義等を受け、会員にどこまで周知されているのかは疑問だと思います。

以前、単純な疑問を委員会のお聞きしました。それは、よく答弁で、広報、ホームページで周知しますと答弁をいただいております。果たして、市民全体のどれだけの方に届いているのだろうかと思い、約4万4,000人、世帯数では約1万8,000世帯の広報購読率をお聞きしましたが、情報を提供することまでで、その先は行政の関知するところではないので調査はしていないと答弁をいただいた記憶がございます。

本当にそれでよいのかと疑問がいまだに残っております。本当に市民に知らせなければならないことの情報発信は、もっとほかにやり方があるのではないかと考えます。例えば、購読率から見れば、広報より新聞のほうが間違いなく購読率が高いわけです。ですから、新聞に記載をすとか、保育所、小・中学校から各家庭に配付し周知してもらおうなど、効率のよい手段はあると考えます。市民一人一人に啓発や対策を行うことが早急な課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

交通安全の啓発につきましては、広報やホームページで行うほかに、各季ごとの全国交通安全運動に合わせ、県、蟹江警察署、海部南部交通安全連絡協議会など、関係団体と公共施設、駅、大型スーパーなどで交通安全啓発キャンペーンを実施し、交通事故防止啓発グッズやチラシの配付を行い、安全運転の意識向上を図っております。

また、毎月ゼロの日には、市内の主要交差点などを巡回しつつ、周囲の方々に向けて広報活動を実施しております。今後も、蟹江警察署や近隣市町村、関係団体と情報を共有しつつ、新たな方策を取り入れながら広報してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

先ほどは、総務部長のほうから、市民一人一人に啓発や対策を行う答弁をいただきました。

これからは行政だけでは限界がございます。地区単位で自主防災同様に、交通安全も地区単位で取り組んでいかなければならないと思いますがどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

学区コミュニティの部会の中に、多少名称は異なりますが、交通防災部会がございます。

交通安全教室や自転車安全教室、歩行訓練、交通安全講話など実施していただいております、地区においても出前講座を既に活用していただいております。

本市におきましては、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期する目的で弥富市交通安全推進議会を設置しており、各学区区長会長を初めとする学校、保育所、PTA、福寿会など、各種多様な団体の長の皆様と街頭指導など交通安全運動について協議をしておりますので、現在のところ、自主防災会のような地区の組織の設立については考えておりませんが、例えば防災訓練での避難訓練などの際に交通安全についても考えていただけますよう啓発してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現に地区単位での取り組みとして、スクールガード、交通指導員やボランティアの方々も、地区ごとに本当によく取り組んでいただいております。こうした取り組みの裾野を地区で広げていけば、効果は出てくると思います。

ソフト面では、今まで述べたとおりですが、ハード面の整備はどうでしょう。

冒頭にも申し上げましたとおり、死亡事故の原因は、高齢者や運転に不安を感じる方の運転操作ミスによるケースをどう防ぐかです。

自動車などの乗り物自体の安全対策はメーカーに期待ををするとして、行政ができるハード面での整備を早急にしなければならないと考えます。実際、当市でも、自動車運転免許返納者に対して、今年度から対策がされます。再度、確認も含めて説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成31年度より75歳以上の運転免許返納者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成する事業を始めました。

対象者は、市内に住所を有する在宅の方で、1. 平成28年4月1日以降に運転免許経歴証明書または運転免許証の取り消し通知書の交付を受けた75歳以上の方。2. 介護保険施設などに入所していない方。3. 自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方。4. 心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方。5. 介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けて高齢者福祉タクシー料金助成を受けていない方。6. 基本チェックリストによる事業対象者として高齢者福祉タクシー料金助成を受けていない方。以上の点に該当する方に助成をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御説明いただきましたが、ただ、これから返納される方々の一定期間だけで、その後は元気で生活される方に補助はありません。

自動車運転免許証返納について、以前、一般質問をさせていただきました。そのときにも申し上げましたが、強制にできるものではなく、あくまでも自主返納ができる施策・対策をしなければ、この問題は解決できません。

今回の幼児が犠牲になった事故等をきっかけに、自主返納が昨年より増加したと報道がなされましたが、あくまでも公共交通機関の整備が整っている自治体であることは言うまでもありません。

当市も、公共交通の見直しをする回答をいただき、昨年10月の総務建設経済委員会で、先進地視察を予定され、期待しておりましたが、残念なことに中止にされました。しかし、幸いにも今年度、行財政委員会にて同先進地を視察が予定されております。

公共交通を早急に整備することにより、自主返納がしやすくなるきっかけになると考えます。こうした改正や改善が進む中ですが、でき上がるまでの間も世の中は日々動いております。

そこで伺いたいのは、自主返納者だけではなく、既に何年も前に返納された方も含めた施策にはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 対象者につき、運転免許経歴書の交付を要件としており、その証明書につきまして、自主返納後5年を経過した場合には交付ができないとなっているため、何年も前に返納された方について対象外とさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 返納者が最初だけの支援では、今回の施策も効果は期待ができません。と思います。

そこで、返納者と後期高齢者で免許を持っていない方も含めた考えの施策に改善はできな



いか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 現在、愛知県下で高齢者向けにタクシー料金の助成制度等を行っている市町村の数は16市町村あり、後期高齢者の75歳以上という年齢限定で事業を行っている市町村は8市町村です。

他の8市町村は非課税世帯などの条件を付加している状況です。議員の言われる後期高齢者以上で免許を持っていない方となると世代的にもかなり数は限られてくると思いますが、免許証を所持していないことを確認する手段が、本人の申告以外の手段があれば取り組むことも可能かと思いますが、要介護認定を受けなくてもチェックリストを行っていただき、生活機能の低下が見られれば助成チケットをお渡しできますので、まずはそちらの制度を御利用していただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えばですが、現在、愛知県のタクシー初乗り料金は普通車で600円です。週に1回、月4回の往復の初乗り分として、市内在住の後期高齢者約5,700人が全員返納したと仮定して計算します。600円の初乗り分掛ける2往復、月4回掛ける年間12カ月、1人当たり5万7,600円という答えが出ます。5万7,600円を5,700人、年間3億2,832万円かかります。

この数字は、当市のたばこ税とほぼ同額です。近年、喫煙者が肩身の狭い思いをされておりますが、こうした目的がはっきりとしたことに使用していただければ、たばこは市内というポスターも生きてくると思います。ふるさと納税に高齢者支援事業として取り上げるのも一つの手段だと思えます。市外に住んでいらっしゃるお子さんやお孫さんが、両親や祖父母のためにと考えていただける可能性もあります。

このような対策はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 議員の御提案いただきましたふるさと納税につきましては、現時点では市の方向性として行っていないとなっており、今時点では難しいと考えます。

議員の試算していただきました財源の確保は、かなりハードルが高いため、まずは、地域公共交通網形成計画の見直しを行い、コミュニティバスの利便性を向上させていく必要があると考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） きの中の一般質問でも大原議員、佐藤議員、そしてまたきょうの平野議員、先輩議員も発言されておりましたが、市民、市役所、市議会がスクラムを組み一体

となり、既成概念にとらわれず、知恵を出し合い、よいと思うアイデアはまず取り組んでいくべきと考えます。

最後に、税金を投入しなければいけないところには投入し、それで交通死亡事故の原因が一つでも根絶できれば、決して高いとは思いません。市長のお考えと総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢ドライバーの車が暴走して母子が死亡した東京、池袋の事故、車が歩道に突っ込んで保育園児2人が亡くなった大津市の事故などによる、子供の犠牲になる大変痛ましい交通事故が相次いでおります。

県におきましては、平成30年まで16年連続ワースト1位と不名誉な記録を更新し続けているところです。

本市におきましては、皆様の御尽力のおかげをもちまして、去年は幸いにも交通事故で亡くなられた方はおられませんでした。

しかしながら、平成30年は平成29年より38件、45人減少はしておりますものの、215件、272人の方が何らかの事故に遭われておるのが現状でございます。市民の皆様が、交通事故に遭われることなく、健やかに過ごしていただくことが私の願いでございます。

今後も保育所、小・中学校では、引き続き交通安全についての学びや、県、蟹江警察署、関係機関などと連携を密にし、より効果的な事業を全庁挙げて展開してまいりたいと考えております。

今年度から運転免許証返納者には、タクシーチケットの補助を行い、またコミュニティバスのあり方について講演やワークショップを開催し、交通弱者の対策について考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 人命はお金にかえることができません。弥富市は、市民一人一人が交通安全意識が高く、交通死亡事故とは無縁なまちにさせていただくことを要望いたしまして、1問目の一般質問を終わります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、デジタル障害から市民を守れと題して伺います。

近年、社会はデジタル化が急速に進んでいます。約20年前、時代はダウンサイジングにより、オフィスコンピューターからパソコンへ主役が変わり、急激に進歩を遂げました。さまざまなものがアナログからデジタルにかわり、中でも携帯電話とインターネットは目覚ましい進歩を遂げました。携帯電話にインターネット機能が搭載され、電話機が小型のパソコンの一部となり、今のスマートフォンに進化し、いまだに進化し続けています。

通信回線もアナログ回線からデジタル回線になり、今、現在では第4世代回線、4Gに進化し、2020年には第5世代通信回線、5Gになると言われております。車の自動運転や遠隔地での手術が、都市部の病院で医師が遠隔操作により手術ができたりと、可能性は未知数と言われています。

しかし、よいことばかりではなく弊害もあります。技術の進歩のスピードは、一昔と比べて格段に速いスピードで進化をし続けています。よって、技術進化の現代人の脳がついていけなくなっているということです。

こうしたことから、デジタル機器が人間の体に及ぼすデジタル障害となっています。身近なところでは、現代人の必須アイテムのスマートフォンとパソコンです。今や生活になくてはならなくなっていますが、どのような障害があるのか。よく耳にするのがブルーライトです。これは、目や睡眠障害の原因となると言われています。

最も問題なのが、パソコンやスマートフォンへの依存症です。子供から大人まで、ゲーム、SNS、ネットサーフィンなど、常にデジタル機器と接していないと落ちつかないとか、不安で心配など、食事をする際もスマートフォンを見ていたり、依存をしている方々が非常に多くなっている現代病です。

こうした現実を踏まえて、伺ってまいります。

まず、依存症について伺います。当市でデジタル依存症の把握はどれだけされていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

ネット依存症、スマホ依存症とも言われるデジタル依存症については、オンラインゲームやSNSなどに夢中となり、スマホ等のデジタル機器を手放すことができず、ブルーライトによる眼精疲労や睡眠障害のほか、人間関係の不安感などによって、心身の健康状態が悪化し、遅刻や不登校、さらに症状がひどくなると、鬱病の発症や家庭内暴力など、日常生活や社会生活にさまざまな支障を来すものであることは認識しております。

最近では、5月25日の世界保健機構（WHO）の総会において、このうちのゲーム依存症を「ゲーム障害」という疾患名で国際疾病分類に加えるとの報道もなされております。

また、厚生労働省研究班の平成24年度の推計でも、ネット依存症のおそれがある中・高生は52万人との報告がなされており、その後も急速に進むデジタル化によって、この依存症の数はさらに急増しているのではないかと想像しております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、携帯電話、スマートフォンの普及率が年々上昇し、今や小学生で60.2%、中学生で82%、高校生に至っては98.5%となっています。

小・中学校の依存症対策は、何かされていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 依存症対策についての御質問でございますが、小・中学校では、児童・生徒が依存傾向にならないよう、スマホや携帯の使い過ぎによる健康障害、例えば目の疲れ、視力の低下、睡眠不足、集中力の低下などについて、学校医、保健主事、養護教諭、そして担任の連携のもと指導しています。

具体的には、日々の児童・生徒の指導のほか、学校保健委員会での取り組みや児童・生徒の委員会活動を通して行われています。また、養護教諭は、日常の保健指導の中でも対応しています。

また、これらの課題については、各保護者の御協力も大切です。機会あるごとにスマホ等の使い過ぎに注意することや規則正しい生活習慣の大切さをお伝えし、学校と家庭が連携して子供たちの健全育成に努めてまいっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 子供も親も、普及に伴った危機管理の危機意識はさほど高いとは言えません。個人情報漏えい、誹謗中傷、詐欺や未成年が犯罪に巻き込まれる危険性など、たくさんの危険が潜んでいます。未成年で61.5%、子を持つ親が50.9%で、危機意識が特にないことを調査で回答されております。

特に小・中学校においては、絶対にこれから情報社会になっていく現代、教育と対策は必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 情報社会における教育と対策についての御質問でございますが、これからの情報社会への教育と対策の必要性については、とても重要であり、必要であると認識しております。

小・中学校の児童・生徒は、これからの情報社会で生きていくための知識と知恵が求められているところであります。学校教育において、学習指導要領によって情報モラル教育の推進が明記され、対応する教材も普及し、企業、NPO、警察による出前授業も行われるようになりました。毎年、小・中学校において情報通信会社等による携帯、スマホ教室を行い、情報の扱い方、SNSなどの危険性などについて、専門の方から実際の事例を通して、知識、知恵の習得に努めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 年齢を問わず、日々デジタル機器の使用で脳が悲鳴を上げています。

依存症を含め脳を休める時間が必要です。完全に脳が通常に戻るには、スマートフォンなどのデジタル機器を全くさわらない時間が、何と72時間とされており、実際には3日間も全くさわらないなど、電波が届かないよっぽどの僻地に行かない限り不可能だと私も思い

ます。

しかし、脳にはある程度の休息が必要です。最低でも24時間必要とされております。週末などを利用すれば不可能ではないと思います。

この対策として、今、話題になっているのがデジタルデトックスです。いろんな会社がこのサービスを提供しています。感覚として、体力づくりにジムに通う感覚だそうです。なかなか自分で行動するにはきっかけが必要です。

まず、デジタルデトックスは知っていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

デジタルデトックスについては、実際に高橋議員から質問をいただくまでほとんど理解をしておりませんでした。インターネットで調べたところ、一定期間、スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器との距離を置くことでストレスを軽減し、現実世界でのコミュニケーションや自然とのつながりの中に焦点を置くという取り組みであるということを知りました。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市は、健康都市宣言をしていますので、設備投資もかからない、このデジタルデトックスに取り組んではどうでしょうか。

しかし、取り組むには多少の専門知識は必要となりますがいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

デジタルデトックスの取り組みに関しては、市としては、例えば、トイレや寝室にはスマホを持ち込まない。食事中や会話中にはスマホを使用しない。スマホを持たずにウォーキングを行う。就寝前や起床後の1時間はスマホを確認しないなど、すぐに実行可能な身近な取り組みについて、広報やホームページ、健康教育などの保健事業を利用して啓発をしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） このデジタルデトックスで全てが解決するものではありませんが、改善される可能性は秘めていると思います。

最近、LINE等やSNS、インターネットが原因で悲しい事件が報道されております。目に見えないウイルスと同じだと思います。知らず知らずに心や体が侵されていき、結果はよいことは何もありません。今回の公開ラジオ体操で健康づくりをするのと同様に、デジタル障害から市民を守っていただきたいと思います。

最後に、この問題に対する市長のお考えと総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） スマートフォンなどのデジタル機器の普及は、子供から高齢者まで幅広い年齢層へ広がり、現代社会の必需品となりつつあります。

家族や友人とのコミュニケーションツールとして、また趣味や勉強道具として、近年では店舗で支払い決済ができるなど、さまざまな利用法、メリットがある一方で、いつでもどこでも簡単に利用できることから、デジタル依存症の発症のもととなっているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、ただいま担当部課長から答弁させていただきましたように、小・中学生を初めとした市民に対して、よりよいデジタル機器の利用及び対応について啓発を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

2問目の質問は、これから深刻になっていくと予想される現代病、デジタル障害について質問させていただきましたが、ぜひ当市が近隣市町村に先駆けて取り組んでいただきたいと思っております。

結びに、今回の一般質問は早期対応が必要な課題であると考えます。冒頭にも申し上げましたが、今回質問させていただきました問題は、令和の時代に引き継ぐべきではない問題だと思います。早くから取り組んでおけばよかったと、後で後悔や手おくれにならないためにも、安藤市長には切に要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之、通告に従いまして一般質問2点、御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和元年を迎え、新春のことほぎの喜びを申し上げるともども、その中でも5月の1日を迎えましてはや1カ月と、月日がたつてまいりました。

それぞれいろんな思いがある1カ月を過ごしてきたわけでございます。木々の樹木も緑豊かになってまいり、その中でもそれぞれ心に深呼吸を与えていただいて、川辺にもこれからは蛍がやってまいります。光り輝くこの季節、弥富市もいよいよ、令和元年とともに元気よく、明るく、やる気を持ってやっていくわけでございます。

5月1日に、市長初め職員の皆さんは婚姻届、29組の婚姻の皆さん方、おめでたいお言葉を与えたというのを市の広報、当然書いてありましたし、市長から早々に報告もありましたし、いろいろな点が喜ばしいことがスタートしているこの世の中でございます。

また、弥富市にとっては市民憲章、あるわけでございます。改めて、健康で教養豊かな市

民の皆様方がともに力を合わせて文化の薫り、その中で弥富が邁進していく中で、8月7日、水曜日でございますけど、NHKのラジオ体操が当市で開催されます。当然多くの方、めでたいこと、そしてまた健康宣言した後の一つの大きな事業でもございます。市長初め私ら議員も、そしてまた市民の皆さんも、職員の皆さんもと、ともに健康で行く上で一つの、まずは着実に事業をしていただけることの運びが今年度できることは喜ばしいことだと思う次第でございます。

さて、その中で、また国として新たな幼児教育、保育料無償化に当たりまして、しっかりと選挙の公約の中で自公政権が培ってきたことを進む、そういう意味で国民にとって大事な子は宝だと、安倍首相も何度もお話があるわけでございます。夫婦共働きの生活がスタンダードとなりつつ現状の中で、こうした家計の負担軽減措置は、ある意味すばらしい、よいことだと思います。

そこで、実際にはどのような恩恵が受けられるのか。そしてまた、今の制度とどう変わるのか。無償化という言葉を受け、やはりしっかりと確認をし、そしてまた弥富市民の方にいち早く伝えること、また周知すること、そういう思いの考えの中で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、国から令和元年10月、何がどう変わるのか。幼児教育、保育無料化とは、御説明お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

我が国における急速な少子化の進行、並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するなどの措置が講じられたものでございます。

この幼児教育無償化の趣旨は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、教育の重要性が上げられているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 基本的な内容のことだと思いますが、その次の内容をそれぞれお伺いしてきます、順次。

無償化の対象となる人、また無償化の対象となるサービス、こういうものはどのような内容でしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

無償化の対象者についてですが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導

型保育を利用する3歳から5歳児の子供たちの利用料が無償の対象となります。

ただし、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料につきましては、月額2万5,700円を上限として無償となります。

また、ゼロ歳から2歳児は、これらの施設を利用する住民税非課税の世帯が対象となります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続いて、逆に無償化の対象にならないサービスは、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、保護者から実費として徴収しております費用は、無償化の対象とはなりません。具体的には、日用品や文房具、行事などの経費、通園の送迎費用、延長保育を利用した際の利用料などでございます。

食材費につきましては、これまでも基本的に施設からの徴収、または保育料の利用料の一部として保護者が負担してきましたことから、この考え方が継続されます。

3歳から5歳児までの子供の食材費については、米、パンなどの主食費とおかずなどの副食費、両方ともこの制度の対象とはなりませんので、今後、市で料金を定めて保護者に御負担いただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 最後の文章のほうですね、当然食事に関しましてはしっかりと市の皆さん、精査していただいて、そしてまた必要な経費ではいただくというわけでございます。それはやはり食べ物の、保護者も子供も食べることににおいては、無償ではない状況をつくり上げていくには大切にすることと、人間形成をつくると、先ほどの最初の中身のあった意見でございますので、そういうのを加味してそういうことを考えられていくかなあと思います。

当然、食物、食べ物、人、大事にすることは忘れてならんことでございますので、弥富市は非常に食事の面はしっかりとしている体制でもございますし、小・中学校もしっかりと給食は残飯はないわけでございますので、そういう意味で、そういうことは基本的に大事なもののかなあと。そしてまた、市の運営にも財政にも影響を与えることなく、しっかりと精査をして料金を決めていただきたいなあと思います。

引き続き、質問させていただきます。

現在の制度と比べて、軽減されるのはどのような内容でしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市内におきましては、弥富市立の公立保育所、9つの保育所でございますが、それと認



定こども園弥富はばたき幼稚園の幼稚園部と保育園部、さらに企業主導型保育3施設、具体的に申し上げますとちびっこランド、偕行会さんのたんぼぼ、海南病院のさくらんぼさんでございしますが、この3施設に通う3歳から5歳児までの利用料が無償化の対象となります。

なお、本市ののびのび園は、国の制度上の対象施設ではございませんが、市単独の施策としまして、3歳から5歳児までの利用料については、無償化で検討を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。のびのび園、こちらについても無償化で進めることの運びをしていただきたいなあと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、これから市民の皆さん、そしてまた市としても、国からのいろいろな案内がきちっと来るとは思います、改めて市民の皆さんにはどのような形で理解と御協力、また周知ができる内容をよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、国においてリーフレット、案内書を準備中でありまますので、届きましたら、保育所等で保護者に配布させていただきます。また、合わせまして、市広報やホームページ等で周知に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 保育所等、保護者の方、また説明というのやはりきちんとやっていただきたいなあと思いますし、また、もし市民と寄り添う状況の中で幼児健診があるかと思ひますので、その折にも健康推進課の皆さんにも、しっかりと職員同士がタイアップしていただいて、共有していただいて、そういうお話も市民の方のひとつ窓口として、その中でいろんな御意見があればまた聞いていただいて、まずはしっかりとそのような市としての取り組みをやっていただきたいなあと思います。いま一度、よろしくお願ひしたいなあと思ひます。

また、この中でも、もう一つは私的契約児の対象ということがございします。その辺の内容もよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

保育の必要性がないとなっております私的契約児でございしますが、3歳から5歳児の私的契約児につきまして、現時点ではこの制度の対象となっていないため、従来どおり保育料を御負担いただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。私的契約については、そのような形にならざるを得ない

という状況だと思います。

また、いろんな子供の研究会でちょっと見たところで印刷してきましたけど、やはりこういう形の内容もいろんなものが出ておりますし、早く知っておられる方は早目に知られる方もおられます。改めて、国からのリーフレットをしっかりとお話をさせていただいて、市民の方にいち早いお届けをしていただければと思う次第でございます。

1つ目の質問については終えさせていただきたいと思います。

引き続き、2つ目の質問をさせていただきます。

子育て世代の取り組みの内容の充実に取り計らいをいただくわけでございますけど、その中で4点ほど御質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは、当市におかれまして、保育所並びに児童クラブ、当然、利用者の方も数多く含まれながら、核家族化が進んでいく状況の中で、やはり市としてもきちんとした対応と、そしてまた、近隣市町の状況も加味しながら、これから取り計らいを進めていただく。特に、やはりこれからの国のこの政策とともに、よき弥富市となるため、そしてまた子育ての弥富市となるために一つ一つ、また保育所と児童クラブ、状況の内容を含めながら御質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず1つ目、保育所、児童クラブの開設時間、延長時間、土・日を含めての時間帯をお伺いします。確認でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

保育所の利用時間は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間に応じて、保育短時間と保育標準時間のいずれかの区分になります。

保育短時間の利用時間は、午前8時から午後4時までで、保育標準時間は午前7時30分から午後6時30分までとなっています。これを外れる時間帯が延長保育時間となります。

次に、児童クラブの利用時間ですが、平日は下校後から午後6時30分までで、学校休業日は午前8時から午後6時30分まででございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然の内容でございます。今の現状ですね。

その中でも、児童クラブの終了時間をやはり延ばしていただきたい。保育時間も延ばしていただきたい。その中で他の市町は7時が多い状況でございますけど、そのことを含みながら、7時まで延長できないかなあというふうな思いで質問をさせていただきますので、7時までにはできますか、どうですか。現状をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

児童クラブには4月1日現在、472名の児童が在籍しております。終了時間の午後6時30分までに保護者の方が迎えに来ることができず、ファミリー・サポート・センターを利用している方は2名見えます。ほかの470名の児童は保護者の方に迎えに来ていただいているのが現状でございます。

両親の雇用証明を調べましたところ、午後6時30分までにお迎えが間に合わないと思われる児童は18名でした。その内訳としまして、午後7時までに迎えに来られる方が5名、午後7時以降でなければ迎えに来られない方が13名となっております。

児童クラブを利用する児童数は、平成27年4月には289名でしたが、平成31年4月は472名で183名の増であり、年々利用者がふえております。

このような状況の中、児童クラブで働く支援員の確保が大変困難になってきており、児童クラブの利用時間の延長を進めていくことは難しい状況でございます。その要因としまして、支援員の資格要件を初め、変則時間勤務などの労働環境が上げられます。現状では、利用する児童数が毎年増加しており、児童の増加に対応する支援員を確保することが重要な課題でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、近くに御両親がいられば、時間内にもお迎えが行けるわけでございますし、その他の手法の形で核家族の皆さん方もお迎えにお願いできる、頼りになる方をお願いするわけでございますけど、ただ、弥富市のまちも変わってまいりましたので、その中で、先ほど核家族化の中で少しでも働きやすい環境で御両親はお仕事をしながら、そしてまた子供は安心して弥富市に住んで、預けて、お願いをすると。少しでも、30分でも、今後、これから考えていただくことの運びをしっかりとお願いをしたいなあと思う次第でございます。そうすることによって、また一番、核家族の若い子育て世代は安心・安全に勤めることができるかなと思っておりますので、いま一度、考えを持っていただきたいと思っております。要望だけしておきますのでお願いいたします。

次に、市内におかれましては、社会福祉法人、また特別養護老人ホームの施設長さんから、子供たちと触れ合う等の案内の依頼があった場合の対応をお伺いします。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

地域との交流につきましては、南部保育所では輪中の郷、十四山保育所ではヴィラ飛島、大藤保育所では愛厚弥富の里へ訪問させていただいております。

また、高齢者の方との触れ合いの場としまして、保育所での「祖父母とのふれあい」事業や「ふれあい昼食会」、また「デイサービスでのお年寄りとのふれあい」にお招きいただいております。

今後も保育所では、老人ホームなどから御依頼がありましたら、可能な限り対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、触れ合いをする子供さん、特に幼児の方と、この施設に入っている皆さん方と、そしてまた施設長の職員のスタッフの皆さんも、やはり元気で明るく触れ合うことが生命の誕生も力強くなるわけでございます。たくさん、そういう交流のお話がありましたら、どうか快く受けていただいております。ありがとうございます。

いろいろな子育て世代を含めながら、課長には答弁をしていただきました。ありがとうございました。

最後になりますけど、安藤市長のこのような見解の中での総意をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御要望の児童クラブ利用時間の延長につきましては、担当課長より現状を説明申し上げました。支援員等の処遇の改善につきましては、毎年行っておりますが、児童クラブを利用する児童数が年々増加している中、支援員の確保が困難な状況であるなど、現時点では延長の見直しを考慮しておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、市長、また課長の答弁の、しっかりと考えた上での答えでございますので、また今後、近年のうちでもよろしいので少し、少しずつ、一つ一つなし遂げる、着実にいい事業の企てをしていただくことを要望をして、本日の一般質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 炭 竈 ふく代

